鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第79号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表第3(第13条関係)			別	別表第3(第13条関係)				
事務	金額			事務		金額		
略				略				
28 法 <u>第68条の</u>	1 件につき	160,000円		28 法第68条の		1件につき	160,000円	
5の3第2項				5の2第2項				
の規定に基づ				の規定に基づ				
く許可				く許可				
29 法第68条の	1件につき	27,000円		29 法第68条の		1件につき	27,000円	
5の5第1項				5の4第1項				
<u>又は第2項</u> の				<u>又は第2</u> 項の				
規定に基づく				規定に基づく				
認定				認定				
30 法第68条の	1件につき	27,000円		30 法第68条の		1件につき	27,000円	
5の6第1項				5の5第1項				
の規定に基づ				の規定に基づ				
く認定				く認定				
略				略				
備考略			1	備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。